

# 函館市防犯カメラの設置および運用に関する ガイドライン

函 館 市

令和元年6月

## 函館市防犯カメラの設置および運用に関するガイドライン

### 《Ⅰ はじめに》

#### 1 ガイドラインの策定の経緯と目的

函館市では、市民一人一人が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現をめざし、平成22年に「函館市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を定め、市、市民、町会などの地域活動団体および事業者が連携、協働して犯罪の防止に取り組んでいるところです。

しかし、地域の自主的な防犯パトロールや声かけ活動といった「ひと」による防犯活動には限界があることから、それらを補完するものとして、市内の商店街や地域活動団体において、防犯カメラが設置されるようになってきました。

防犯カメラは、犯罪の抑止や事件の解決に有用ですが、その一方で、プライバシーの侵害や監視社会への懸念などの課題があります。

そこで、市では、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用するため、「函館市防犯カメラの設置および運用に関するガイドライン」を策定しました。

防犯カメラを設置・運用される皆様は、このガイドラインに沿って、適切な設置・運用に努めていただくようお願いいたします。

#### 2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、犯罪防止を目的（犯罪防止が副次的な目的である場合も含む。）として不特定かつ多数の人が利用する特定の場所に継続して設置される画像を記録する装置を備えたものをいいます。

※ 犯罪防止が副次的な目的である場合とは、施設管理や混雑の把握、事故防止、防火・防災等を主目的とするカメラであっても犯罪を防止する目的を併せ持つ場合をいいます。

### 《Ⅱ 配慮すべき事項》

#### 1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置者は、犯罪または事故を防止するなどの目的を明確にし、その目的を逸脱した運用を行わないでください。

#### 2 撮影の範囲と設置場所

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによっては、撮影された個人のプライバシーを侵害する恐れがあり、どこにでも設置してよいというものではありません。防犯カメラを設置する場合は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、設置場所を定めてください。

また、住宅内部などの私的空間が映らないようにしてください。

### 3 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内やその付近などに、防犯カメラを設置していることを分かりやすく表示してください。

※ 複数のカメラを設置する場合、すべてのカメラに表示を求めるものではありません。

表示の具体例：「防犯カメラ設置区域」，「防犯カメラ作動中」等

### 4 管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、適切な画像の取扱いおよび情報の漏えい防止などに配慮するため、「管理責任者」を指定し、責任の所在を明確にしてください。

### 5 画像の管理

防犯カメラの画像が外部に漏れないように、次の事項に留意し、適切な管理を行ってください。

#### (1) 取扱担当者の指定

防犯カメラの設置者は、必要と認める場合は、防犯カメラ、モニター、録画装置等の操作を行う「取扱担当者」を指定し、「管理責任者」および「取扱担当者」以外の者による防犯カメラ等の操作を禁止してください。

#### (2) 画像の保存期間

画像の漏えい、滅失、き損、流出等の防止、その他の安全管理を徹底し、画像の保存期間は、原則1か月程度とし、不必要な画像は保存しないでください。

#### (3) 画像加工の禁止

画像は撮影された状態のまま保存し、加工しないでください。

#### (4) 画像の厳重な保管

録画装置、画像を記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、「管理責任者」や「取扱担当者」以外の者による操作や盗難防止のため、防護された場所で厳重に管理し、「7 画像の利用および提供」に定める場合を除き、外部への持ち出しを禁止してください。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、画像が外部へ流出しないよう、必要な措置を講じてください。

#### (5) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、速やかに消去してください。

また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行ってください。

## 6 秘密の保持

防犯カメラの「管理責任者」および「取扱担当者」は、防犯カメラの画像および画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

このことは、「管理責任者」および「取扱担当者」の職でなくなった後においても同様とします。

## 7 画像の利用および提供

(1) 防犯カメラの画像および画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、または提供してはなりません。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪や事故の捜査目的による要請を受けた場合

ウ 人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 画像から識別される特定の個人（本人）の同意がある場合または本人に提供する場合

(2) 上記アからエにより画像等を提供する場合は、「管理責任者」または「取扱担当者」が提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録するなど、適切に運用してください。

## 8 苦情等の処理

防犯カメラの設置および運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応してください。

## 9 業務の委託

防犯カメラの運用業務を外部に委託する場合には、受託業者にこのガイドラインおよび設置者が作成する運用基準等を遵守させ、適切な運用を徹底させてください。

## 《Ⅲ 運用基準等の作成および遵守》

### 1 運用基準等の作成

防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置および運用について、このガイドラインの内容に沿った運用基準等を作成してください。

### 2 運用基準等の遵守

防犯カメラの設置者は、「管理責任者」および「取扱担当者」に対

して、このガイドラインおよび自ら定める運用基準等を遵守させるとともに、必要に応じて研修を実施するなど、適切な指導を行ってください。

<参考例 運用基準等>

防犯カメラの設置・運用基準（要領）

1 趣旨

この基準（要領）は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次に定める設置目的を達成するため、〇〇〇〇〇〇（場所および施設名を記載）に設置する防犯カメラの適切な設置および運用に関する必要な事項を定めるものである。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇〇〇〇における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 設置場所および設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇（場所、施設）に〇台の防犯カメラを設置する。

4 設置表示

防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載したプレート等を設置する。

5 設置者等

(1) 設置者

〇〇〇〇〇（団体の場合は、団体名・代表者を記載）

(2) 設置者は、防犯カメラの適切な運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

また、防犯カメラの操作を行わせるため、取扱担当者を置くものとする。

**【管理責任者】**

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（団体の場合は、団体名・役職を記載）

**【取扱担当者】**

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（団体の場合は、団体名・役職を記載）

(3) 管理責任者および取扱担当者以外の者は、防犯カメラを操作してはならない。

(4) 管理責任者および取扱責任者は、防犯カメラの画像および画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

6 画像の保存と廃棄

(1) 保存期間

撮影された画像の保存期間は、〇〇〇〇〇とする。

(2) 画像加工の禁止

画像は、撮影時のまま保存し、加工しないものとする。

(3) 保管場所

モニターや画像の録画装置および記録した媒体は、施錠を行うなど防護された場所に保管し、適切に管理する。

(4) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、取扱担当者および管理責任者が許可した者以外は、立ち入りを禁止する。

(5) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、上書き等により、速やかに、確実に消去する。

また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行うものとする。

7 画像の利用および提供の制限

(1) 防犯カメラの画像および画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪や事故の捜査目的による要請を受けた場合

この場合において、捜査機関が画像等の提出を求める時は、文書によるものとする。

ウ 人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合または本人に提供する場合

(2) 上記アからエにより画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

8 保守点検

設置者または管理責任者は、防犯カメラ及びそのモニター、録画装置の機能維持のため、〇〇か月ごとに保守点検を行うこととする。

9 苦情等の処理

防犯カメラの設置および運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(附則)

この運用基準は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

<参考例 画像等提供申請書兼記録簿>

防犯カメラの画像等の利用および提供申請書兼記録簿

年 月 日

( 設 置 者 ) 様

申請者 住所  
 (団体等) 名称  
 (代表者) 職氏名  
 連絡先 ( )

貴団体(社)が有する防犯カメラの画像等について、下記のとおり利用したいので、ご提供ください。

記

提供画像等	日時 (録画時間)	年 月 日 : ~ : ( 時間 分 秒)
	画像内容 (カメラ番号)	
利用目的		
提供を受ける者		所属  職氏名
提供方法		<input type="checkbox"/> 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 記録媒体複製 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
提供日時		年 月 日 :
提供理由		ア 法令の規定に基づく場合 イ 捜査機関から犯罪や事故の捜査目的による要請を受けた場合 ウ 人の生命, 身体または財産の安全を守るため, 緊急かつ止むを得ないと認められる場合 エ 画像から識別される特定の個人(本人)の同意がある場合または本人に提供する場合
身元確認		により確認 確認印
対応者氏名		確認印
責任者氏名		確認印



発 行

**函館市市民部くらし安心課**

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL: 0138-21-3169 FAX: 0138-23-3173

E-mail: [kurashi@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:kurashi@city.hakodate.hokkaido.jp)